

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(放射性物質分析・研究施設第2棟の設置)に係る面談
2. 日時：令和5年2月24日(金)16時00分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

佐藤室長補佐、松田室長補佐、新井安全審査官

高木技術参与(テレビ会議システムによる出席)

原子力規制部 地震・津波審査部門

江崎企画官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 担当1名(テレビ会議システムによる出席)

福島第一原子力発電所 担当4名(テレビ会議システムによる出席)

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

担当11名(テレビ会議システムによる出席)

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、実施計画の変更認可申請(放射性物質分析・研究施設第2棟(以下「第2棟」という)の設置)について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
  - 第2棟における耐震クラスの考え方
- 原子力規制庁は説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。
  - 暫定Sクラスとなるコンクリートセルや燃料ピット(以下「セル等」という。)の静的解析3.0Ciによる確認結果に関して、セル等及びその他部材の設置位置や役割(機能)を明確にした上で、検定比が1.0を上回る部材によるセル等への影響の有無について、断面図等を用いて各部材の設置位置及び役割の関係を踏まえて具体的に説明すること。その上で、当該部材が間接支持等でありセル等には波及的影響を及ぼさないのであればその根拠を説明すること。
  - 地震時の破損・転倒等による上位クラス設備への波及的影響検討について、鉄セル遮へい体がセル等に波及的影響を及ぼす可能性がある事象を網羅的に検討した上で全体が分かるよう記載すること。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

#### 6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟における耐震クラスの考え方について